

■ 「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案」に対する付帯決議に基づく政府における検討結果の報告を受けた立法府の対応に関する全体会議での日本保守党の意見表明

日本保守党の百田尚樹です。

この場で四度目、同じことを申し上げます。日本の歴史とともにある天皇、皇室について、今たまたま選挙に通っただけの一介の国会議員に過ぎない者が意見を表明することは、誠に畏れ多いこととは存じますが、敢えて申し上げます。

今日は一言ではありません。少し長く喋ります、

衆参の議長、副議長が立法府の総意「とりまとめ」に尽力されたことには敬意を表します。しかし、この場に「総意」がないことは、過去3回のこの会議での各党派からのご意見、また会議後に出席者がメディアに発言した内容で明らかです。

私は過去3回にわたり、第一案の女性皇族がご婚姻後に皇族の身分を保持されることの将来リスクを語り、これを了とできない旨を語りました。一方、ある政党の方は「女性が天皇になれないのは男女平等を掲げる憲法の精神に反する」と言っておられます。大手メディアも

この意見に雷同しています。

与党からは、我々とメディアの中間を採るかのような意見が表明されていますが、これは私が申し上げたリスクを、与党を含む多くの方が真に理解されていないせいではないかと危機感を深くしました。

そこで、議論を巻き戻すようなことになるのを承知の上で、あらためて女性天皇や、女性皇族の配偶者、お子さんに皇族の身分を付与することの危険性についてお話しします。

最も恐れるべきは、過去一例もなかった、皇族の血統にない男性の子供が天皇となる事態です。そうなれば、約2000年続いた我が国の皇統は途絶え、まったく別の王朝が生まれることになるからです。

女性天皇を主張される方の中には「過去に先例がある」から、現代にもあって然るべきとの意見があります。では、過去8人の女性天皇がどのような状況で即位されたのか――。ここにご出席の方は当然ご存知のことと思いますが、敢えて申し上げます。

8人の女帝は皆様、一種の繋ぎと言いますか、中継ぎとして即位されています。8人のうち、即位時にご結婚歴のある方は4人、未婚の方が4人でした。ご結婚歴のある方4人の配偶者は、2人は天皇、1人は皇太子、もう1人は天皇の男系の孫でした。

つまりこの4人の女帝のお子様は全て男系の子孫であり、男子であれば皇位を継ぐことのできる男系男子に他ならず、ここに皇統を脅か

す要素は一切なかったのです。

問題は、即位時に未婚であられた4人の女性天皇です。この方々が、もし皇族以外の男性と結婚していたら、その子供の存在により、いわゆる女系天皇の問題が生じます。おそらくこのリスクを防ぐためでしょうか、4人の未婚の女性天皇は皆様、生涯独身でお過ごしになり、1人のお子さんも残されませんでした。

ちなみに、4人の未婚の女性天皇のお一人に^{しょうとく}称徳天皇がいらっしゃいます。この称徳天皇時代にいわゆる「道鏡事件」が起きます。道鏡事件の内容はここで詳しく述べませんが、道鏡を天皇にしようという動きは実際に起き、しかしこれは寸前で止められました。

もしこの時、道鏡もしくは彼の子孫が天皇に即位していたなら、日本の皇統、いや日本の歴史そのものが断絶していました。

こうした事件があったから、その後、未婚の女性天皇は生涯独身という不文律のようなものが出来上がったのではないのでしょうか。

このような我が国の長い歴史を見れば、「女性天皇を」という主張に軽々に乗ることに、むしろ大きな危惧を持つべきでしょう。長い時間をかけて築いた伝統も、失うときは一瞬です。しかも一旦失えば、二度と元には戻せません。

また、天皇になられるということは、一般に言われる「権利」ではありません。大変重い、過酷なお役目を引き受けられるということです。

「女性がなれないのはおかしい」という論には、天皇という存在への無理解があります。「誰々がなれないのはおかしい」という論を突き詰めると、「国民皆平等なのに、私になれないのはおかしい」という話にまで行き着きかねません。

歴史に鑑み、日本保守党の意見は一貫して変わりなく、第一に考えるべきは、将来の皇統の安定継承、すなわち悠仁親王殿下ひさひとの後の代のちとなっても、「男系男子」での継承を可能とする方法をまず採るべきだということです。その方法とは、第二案の「皇統に属する男系男子の養子縁組」です。これは何としても実現させるべきです。

今般、この第二案が「了」とされることは結構であり、保守党としては、養子となる方は旧 11 宮家の男系男子のご子孫に限るという以外、年齢などの要件で制限をつけないことをあらためて要望します。

一方、「第一案」であります、女性皇族のご婚姻後の身分保持につきましては、これも変わらず、深い危惧だけがあります。

いま一度、はっきり申し上げますが、我が国には、今この瞬間も、皇統を破壊しようとする外国勢力が跋扈しています。つい 20 年ほど前まで「天皇制廃止」を公式に唱えていた政党もあり、一部メディアはそれらに追随するかのような論調を掲げています。

彼らは将来、この第一案を盾にとり、「配偶者やお子さんに皇族の身

分を与えよ」という世論を醸成しようと努めるでしょう。このリスクをもあらためて強調しておきます。

過去、日本の権力者の誰もが見えなかった皇位篡奪を可能にする。そういう重大なリスクを孕むことを今、我々は決めようとしているのだという自覚を、立法府の全員が持つべきです。

この会議の場において、「日本国憲法によれば」と、金科玉条のごとく言われる方がおられますが、日本国憲法は制定からわずか80年足らず。しかもその原案を作ったのはGHQ、アメリカを中心にした占領軍です。対して、皇室には約2000年の歴史があります。

世界で最も長い歴史を持つ、我が国の「^{こくたい}国体」に対して、私たちは常に謙虚であらねばなりません。国体を触ることへの「畏れ」を忘れるべきではないと私は考えます。一時的な世論や価値観によって、伝統を忘れることがあってはならないのです。

以上です。ありがとうございました。